

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和3年11月22日（月）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

井川貴文， 幸喜一史， 谷地伸之， 千葉聡史， 西端裕子， 藤田光代，
松元剛， 宮良綾子， 矢野恵美， 与那嶺一枝

（五十音順， 敬称略）

（説明補助者）

粟村事務局長， 佐藤首席家裁調査官， 向吉首席書記官，
高井次席家裁調査官， 横山事務局次長， 平良総務課長， 米盛会計課長，
山田主任家裁調査官

（庶務担当）

栗原総務課課長補佐

第4 議事

- 1 開会宣言
- 2 委員の自己紹介
- 3 委員長の選出・あいさつ
- 4 委員長代理の選出
- 5 藤田所長から， 前回委員会後の裁判所における取組等の報告

前回の委員会にて「裁判所における防災対策について」をテーマに意見交換を行い， その際委員の方々から「子どもや介護用のおむつの準備をした方が良いのではないか」との意見をいただきました。これを受けて当庁では， 従来備えていた子供用おむつに加え， 大人用おむつ（60枚）を災害用備蓄品と

して備え置きました。

6 意見交換

(1) 意見交換テーマについての説明

委員長は、「家事調停委員について」をテーマとして意見交換を行うことを説明した。

(2) 裁判所からの説明

DVD「ご存知ですか？家事調停」等を上映の上、山田主任家庭裁判所調査官が「家事調停委員に求められる役割とスキル」について説明し、また、総務課長が家事調停委員の選任状況についての説明を行った。

なお、途中庁舎内（第5調停室、申立人待合室）の見学を行い、調停手続きにおけるコロナ対策等の説明を行った。

(3) 意見交換

委員から次のとおり質問・意見等があった。

（発言者の略記＝（長）：委員長，（委）：委員，（説）：説明補助者）

（委） 先ほど上映された家事調停に関するDVDは、様々配慮して作成されていたと思うが、途中の挿絵で調停委員以外の裁判所職員がいずれもネクタイを着用していた。広報用資料を作成するにあたり、男女平等の意識についてより一層注意すべきではないかと感じた。また、特にDV事案を取り扱う場合など、調停委員の価値観に偏りがないか気になった。

（委） 沖縄ではトートーメー¹の承継や子供の貧困といった特徴的な問題があるように感じるが、これらに特化した調停委員の研修は那覇家裁では行われているのか。

（説） これらに特化した研修は行っていない。なお、トートーメーの承継については、裁判所職員よりも経験豊かな調停委員の方が詳しく、かえって県外出身の職員の方がそうした知識を共有する必要があると感じるほ

¹ 位牌のこと。沖縄では、トートーメーそのものが、先祖崇拝の対象として非常に重要視されている。（weblio辞書より）

どである。

- (委) 子どもの貧困については、婚姻費用分担請求事件や養育費請求事件などの研修の機会に統計データなどを調停委員に示し、子どものための問題であって早期解決が必要であるとの意識付けを行っている。
- (委) 沖縄県における婚姻費用分担請求事件の事件数の増加率が全国よりも高いようであるが、何かわかっている背景事情等はあるのか。
- (長) 2004年に婚姻費用分担と養育費を簡易に計算する方法について研究報告されたこと、家事事件手続法が制定されたことなどを契機に、全国的に事件数が増加したという印象がある。沖縄においても、当事者の権利意識が高まり、婚姻費用分担請求が当たり前と考えられるようになってきたのではないかと思われる。
- (委) 調停委員には当事者の言い分をきちんと聴く傾聴の技法が必要とのことであるが、警察では、性的被害にあった子どもから聴取を行うことがあり、司法面接に関する研修を行うなどしている。話したがる子どもから考えていることを聞き出すことの難しさを職員は常日頃感じている。客観的聴取を実施して相手自身の言葉で話させるべく、検察官の協力を得て、職員はスキルアップに努めており、効果も出てきている。
- (委) 検察庁でも性的被害を受けた子どもの司法面接について、研修を行っている。信頼関係を築くためのプロトコルも存在している。また、調停委員の傾聴のスキルとは異なると思うが、検察では取調べを日常的に行っており、取調べの研修の中で参考となる事例の共有や取調べ方法に関する意見交換を実施している。調停委員の傾聴に関しても、同様の方法によりフィードバックすることが有効ではないか。
- (委) 信頼関係の構築に関して、警察の似顔絵捜査を行う職員は、密室で目撃者が安心して話せる雰囲気を作るため、会話の冒頭に本題でない雑談を相当な時間をかけて行うようにしている。

- (委) DV事案や児童虐待に関する専門的研修は裁判所で行われているか。
- (委) 多くの時間ではないが、DV防止法や子の調査等に関する研修の中でそれぞれの一般的な知識付与等を実施している。
- (委) 裁判所が実施する研修のほか、調停協会が実施する研修においても、児童虐待等を取り上げることがある。
- (委) 先ほどトートーメーの話があったが、50代以上の女性には、トートーメーを男性に継がせることに伴って相続放棄をしている方が多いのではないか。相続人間は平等であると頭では理解しているつもりでも、当事者や調停委員の心の中に男尊女卑の思想が残っていることもあるのではないかと思うので、研修の中で、調停委員の価値観を再確認することが重要ではないかと思う。また、現在は多様性の時代であり、調停委員が知識不足から不用意な発言で当事者を傷付けることがないように、セクシャリティ等に関する研修なども必要ではないかと感じる。
- (委) 弁護士として家事調停手続も多く経験している中で思うこととしては、法的知識やスキルを身につけるだけでは解決に繋がらない。当事者にフラストレーションを感じることも理解できないわけではないが、感情がすぐ表情に出る調停委員がいることが気になる。解決のためには、信頼関係の構築が大切だと思う。
- (委) 前職で相談を受ける仕事をしていたので、「傾聴」は強く意識してきたが、調停委員として法的な側面から事情を聴くときの「傾聴」はこれまで意識してきたものとは少し違うと感じている。法的知識、スキルを身に付けても聞きっぱなしでは解決にならない。
- (委) メディアの取材は、事象を大きな視点でとらえて社会問題化するといった役割を負ったものなので、調停とは違うが、相手に共感しないと聞きだせない。調停ではどうだろうか。個人の問題を解決に向けて聞くのは相当なスキルが必要なのではないか。

- (委) そもそも家事調停委員はどのような契約形態であるのか。
- (説) 家事調停委員は、非常勤職員（非常勤の国家公務員）であり、任期は2年である。なお、任期の更新もあり得るほか、兼業も認められている。
- (委) 現状、家事調停委員の人数は足りているのか。また、どのようにして採用に至るのか。
- (説) 募集を行い、選考を経て任命に至る。現状では、人数的な不足はないが、全体的に高齢化が進んでおり、若手の発掘が課題である。
- (長) 家事調停委員にふさわしい業種や経歴など参考になることがあれば教授いただきたい。
- (委) 市町村相談窓口の職員や地域社会において相談を受ける立場の人物が相当ではないか。また、任命の時点で資質を確認することも必要だが、例えば、子の養育においても、セクシャリティに関する事柄が影響することもあるので、いまの社会で起こっていることを踏まえられるような研修を行うことも必要ではないか。
- (委) 裁判所からの説明を聴く限り、様々な職種から適切な人材が採用されているのではないかと感じた。自分が調停の申立てを行うなら、よく聞いてくれる人、社会的事象に対する価値観を持っている人、法的な解決方法をしっかり示してくれる人、解決の引き出しをたくさん持っている人が担当だと心強いと思う。
- (委) 民生委員など、地域の中で困りごとの解決をされている方も調停委員に適任だと思う。そのような実績のある方がいないか、地域に根差した情報収集を行うことを考えてもよいのではないか。
- (委) 例えば調停委員を長くやっている人物につき、調停での態度や知識の面などで当事者から苦情があった場合には、その人物を指導することや任期の更新を行わないということもあるのか。
- (説) 先ほどお話ししたとおり、家事調停委員の任期は2年であり、都度調

停委員として適切な人物が選考手続を行うことから、その結果として任期を更新しないこともありうる。

7 次回テーマ

「少年事件」について意見交換を行うこととなった。

8 次回開催期日

令和4年6月28日午後2時00分

9 閉会宣言